

県立スポーツセンター物品貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の物品の貸付に関して、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号。以下「財務規則」という。）第177条及び、第178条並びに公有財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第78号）第9条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。ただし、スポーツセンター若しくは、神奈川県立総合教育センターが自ら使用する場合又は利用者が施設内で使用する場合は、この限りではない。

(対象)

第2条 この要綱でいう物品とは、スポーツセンターが管理するスポーツ用具及びそれに類する物品のことを指し、別表1「県立スポーツセンター物品貸出し一覧」に掲げるもの、及びその他スポーツセンター所長（以下「所長」という。）が認めるものとする。

2 この要綱による物品の貸付は、スポーツセンターが行う事業に支障を及ぼさない場合に限り認めることができる。

(貸付料)

第3条 物品を貸し付ける場合は、原則として有償とするが、別表「県立スポーツセンター物品貸付要綱に係る無償貸付基準等」（以下「無償貸付基準等」という。）第1項に該当する場合は、無償で貸し付けることができる。

なお、物品の有償貸付については、財務規則第177条に定める適正な対価をもって行うが、細部については、無償貸付基準等第2項により処理する。

(借受の方法)

第4条 物品を借り受けようとする者は、スポーツセンター所長（以下「所長」という。）あてに様式1号「物品貸付申請書」を提出する。

(貸付の可否)

第5条 前条の申請があった場合、所長はその内容を検討し、問題がないと判断した場合は申請者に対して貸付の決定を様式2号「物品貸付決定通知書」により通知する。

なお、内容を検討した結果、貸付を行わないと決定した場合については、様式3号「物品貸付不決定通知書」により通知する。

(貸付期間)

第6条 貸付の期間は会計年度（4月1日から翌3月31日）を越えることはできない。

(搬送)

第7条 貸付に伴う搬入搬出の経費は、借り受けた者が負担する。

(物品の取扱い・事故等について)

第8条 物品を借り受けた者は、最善の注意を払って物品を使用しなければならない。

2 物品を借り受けた者が、物品の使用中の事故により損害等を負った場合、又は第三者に損害等を与えた場合においても、スポーツセンターに損害を請求することはできない。

3 物品を借り受けた者は、借り受けた物品に毀損、破損及び故障等の事故があった場合に

は、様式4号「物品破損報告書」により速やかにスポーツセンターに報告を行い、借り受けた者の責任で原状に復するものとする。その場合の経費は借り受けた者が負担する。

(その他)

第9条 貸付物品の管理は、物品使用者が行う。

2 その他この要綱に定めのないことは、関係条例・規則等の規定により処理する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年10月10日から施行する。

この要綱は、令和3年2月10日から施行する。

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

この要綱は、令和6年8月13日から施行する。